

○下呂市立小中学校管理規則【関係分抜粋】

平成16年3月1日教育委員会規則第15号

改正

平成16年7月16日教育委員会規則第40号

平成20年10月1日教育委員会規則第4号

平成21年3月27日教育委員会規則第2号

平成21年7月24日教育委員会規則第6号

平成22年12月22日教育委員会規則第9号

平成26年1月24日教育委員会規則第1号

平成26年9月29日教育委員会規則第8号

平成27年3月27日教育委員会規則第11号

平成30年2月23日教育委員会規則第1号

平成30年3月28日教育委員会規則第4号

令和元年11月8日教育委員会規則第7号

令和2年3月26日教育委員会規則第8号

令和4年3月25日教育委員会規則第4号

下呂市立小中学校管理規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 学期及び休業日（第4条—第6条）

第3章 教育活動（第7条—第9条）

第4章 教科書及び教材（第10条—第14条）

第5章 組織（第15条—第23条）

第6章 勤務（第24条—第32条）

第7章 施設及び設備の管理（第33条—第36条）

第8章 予算、公印等（第37条—第39条）

第9章 学校事務、情報管理（第40条—第41条）

第10章 児童生徒及び職員の事故（第42条・第43条）

第11章 職員の進退（第44条）

第12章 補則（第45条）

.....

（事務長及び事務主任）

第17条の2 学校に事務長又は事務主任を置くことができる。

2 事務長又は事務主任は、原則として事務職員をもってこれに充てる。

3 事務長又は事務主任は、校長の監督を受け、財務、施設管理及び情報管理等の学校事務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

（事務職員の標準的な職務内容）

第17条の3 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。